

特定非営利活動法人 日本ブラインドゴルフ振興協会（JBGA） 会員規約

第一章 総則

第1条【会員】

会員とは、本会の目的及び趣旨に賛同して、所定の入会手続きをした個人または法人とします。

第2条【会員の種類】

会員の種類は次の二種類と致します。なお、各会員に対する特典、会員になる条件等は、別に定めるところに従うものとします。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した視覚に障害を持つ個人、及びボランティア活動を主な目的とした個人

賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助会員として入会した個人、法人及び団体

また、このほかにボランティア活動のみを目的として「ボランティア会員」(年会費無料)の登録も認めます。

第3条【会員サービス】

会員は、当会が別途定めるサービスを受けることができます。

第二章 入会および退会

第4条【入会】

会員の資格は、入会に関する所定の手続きを行い、該当年度の会費を納入し、当会がこれを受領したときに生じます。

第5条【退会】

会員は、いつでも退会することが出来ますが、会費ならびに当会の事業の性質上、お支払いいただいた会費は返却されないものとします。その後復帰するときには復会の手続きをとるものとします。

第6条【退会、復会の手続き】

退会、復会を希望する会員は、当会に電話あるいは文書を一ヶ月以上前に通知するものとします。ただし、復会にあたっては、除名処分を受けていない方のみ対象とします。また、滞納会費がある場合は、滞納会費の完納後、復会の受付をします。

第7条【会員資格の喪失】

会員が次の各号にひとつに該当する場合には、その資格を喪失するものとします。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第8条【除名】

会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができるものとします。

- (1) 定款及び本規約に違反した場合
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 当会が会員として不適格と判断した場合、その他、当会が必要と認めた場合

第三章 会費

第9条【会費】

会費は、毎年4月から翌年3月までの1年分を、定められた期日までに当会の指定した口座へ送金することとします。ただし、10月以降に入会された場合は、当該年度の会費を半年分（年会費の半額）といたします。

第10条【会費の未納】

会費の滞納が二ヵ年続いた時は、各種会員サービスが受けられなくなり、事前通知の上、自動的に退会となります。

第四章 雑則

第11条【連絡】

本会から会員への連絡、あるいは所定の手続きは、本会を通じて行われます。

第12条【届出事項の変更】

会員の氏名、住所、電話およびFAX番号に変更がある場合は、すみやかに当会に連絡し、場合によっては所定の届出書を提出するものとします。前項の届出が無かったために、本会からの通知その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員のもとに到着したものと見なします。

第13条【会員規則の変更】

本規則または本規則に関連するその他の内規は、会員サービス向上のために、変更、削除、追加等を行うことがあります。

第五章 個人情報の取扱いについて

本会は、会員より取得した個人情報の取扱いにつきましては、以下の各事項を遵守します。

第14条【利用目的】

いただいた個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用します。

- 会員への記念品並びにサービスの提供の際に用いるとき
- 会員がサービスを受けるための確認や案内に用いるとき
- 何らかの理由で会員本人に連絡する必要が生じたとき
- メールを会員へ配信するとき
- 本会のサービスの充実、向上等を目的とするとき
- その他、上記の目的の範囲内に付随する業務に用いるとき

第 15 条【個人情報の第三者への開示】

本会は、次の場合を除き、会員の承諾がない限り、登録された個人情報を第三者に開示しません。また、第三者への情報開示について承諾された利用者の方についても、後日、情報提供の停止を希望された場合、本会はできる限り速やかに外部への情報提供を停止します。

あらかじめ提示した利用目的に合致する場合

法律上の義務を遂行するために必要な場合

裁判所、検察庁、警察、弁護士会等の公的機関等から法律に基づき開示を求められた場合

当社、利用者または第三者の生命財産、名誉信用を保護するためなどの正当な理由がある場合

個人が特定されない方法により利用する場合

前項の使用目的のために当社から委託を受けて業務を行う会社が情報を必要とする場合

第 16 条【個人情報の照会】

会員が会員自身の個人情報の照会を希望する際には、個人情報公開請求書に必要事項を記入の上、本人の身分を証明できる物を添付し、本会まで送ることとします。合理的な範囲においてすみやかに対応します。

第 17 条【個人情報の削除】

会員が会員自身の個人情報の削除を希望する際には、個人情報削除請求書に必要事項を記入の上、本人の身分を証明できる物を添付し、本会まで送ることとします。合理的な範囲においてすみやかに対応します。

第 18 条【個人情報の漏洩防止】

会員の個人情報の漏洩を防ぐために、本会では電話やメール、身分が証明できない状況での会員の個人情報の照会依頼につきましては応じることはできません。